

# オーストラリアにおける青少年向けメンタリング運動

渡辺かよ子  
(愛知淑徳大学)

## 【要旨】

オーストラリアにおいても、1990年代に米英からの影響の下、青少年向けメンタリング運動が拡大している。モデル移行論の視点から見ると、オーストラリアのメンタリング運動の特徴としては、学校でのプログラムを中心に、米国や英国・カナダ・イスラエル等の外国の事例とその効果を精査しながら、自国の問題状況に応じたメンタリング運動を展開していることがあげられる。

## 1. はじめに

本稿は、各国で生涯発達支援に成果をあげている青少年向けメンタリング運動の事例として、オーストラリアを取り上げ、その実態分析を行おうとするものである。今日の世界のメンタリング運動の中心は米国にあり、その影響は急速に各国に広がっている。米国等各国のメンタリング・プログラムの成果を学びつつ、メンタリング運動を強力に展開しているのがオーストラリアであり、メンタリング・プログラムのモデル移行論の視点からきわめて重要な事例となっている。本稿は、オーストラリアの青少年向けメンタリング運動の特徴を明らかにすると共に、メンタリング・プログラムの日本への導入問題を検討する手掛かりとしたい。

メンタリングとは、成熟した年長のメンター (mentor) と若年のメンティ (mentee または protégé) とが基本的に一対一で継続的定期的に交流し、役割モデルと信頼関係の構築を通じて発達支援を行うものである。メンタリング・プログラムは、①参加者募集、②スクリーニング、③マッチング、④双方への事前指導、⑤モニタリング、⑥プログラム評価、から構成される。「見知らぬ人の親切」<sup>1)</sup>に基づくメンタリングは、時に当事者の意図に反して相手を傷つける等、ネガティブな成果を伴う危険性を伴いながらも、青少年の非行防止や就業支援に成果を上げ、世代を還流する円環的生涯発達支援の革新として多大な期待が寄せられている<sup>2)</sup>。

青少年問題の深刻化に直面していたオーストラリア<sup>3)</sup>においては、既に 1970 年代に学校を基盤とするメンタリング運動が芽吹き、米国等の影響の下、それは 1990 年代に大規模な市民運動に進化を遂げている。2000 年には各地のメンタリング・プログラムの連合として National Mentoring Association of Australia (通称 Mentoring Australia) が結成されている。さらに草の根レベルでのメンタリング運動を国家レベルで支援するために、2002 年には家族コミュニティサービス省が Mentor Marketplace プログラムを開始し、2005 年にはその第三者評価による最終報告書が出されている。

本稿は、これらのオーストラリアの青少年向けメンタリング運動の発展の軌跡を辿りつつ、いかにしてオーストラリアが米英両国のメンタリング運動の成果を学び、独自の運動と成果を実現していったのか、メンタリング運動の生態学的モデル移行論<sup>4)</sup>の視点からそ

の特徴を明らかにしたい。もともと米国において開始されたメンタリング運動が、各国でどのような「異花受精」を行いながら、それぞれの社会という「土壌」で根を下ろしていたのか。本稿はオーストラリアの事例を分析し、今なおメンタリング運動が未成熟な日本への示唆を考察してみたい。

## 2. 世界のメンタリング運動とオーストラリア

まず世界のメンタリング運動におけるオーストラリアの位置づけを明らかにしておきたい。20世紀初頭に米国で開始されたBBBS (Big Brother Big Sister) 運動は、成果と組織拡充と共に、会員数を伸ばしていった。しかしながら、その厳しい参加要件により、BBBSのみでは1980年代の深刻化する青少年問題への対応が追いつかなくなり、米国各地でBBBSよりも緩やかな条件でメンターを募る草の根運動が叢生した。1990年代には米国の成果を受け、各国でメンタリング運動が広がっていった<sup>5)</sup>。

米国の影響を直接的に受け、1913年にはBBBSカナダを設立したカナダにおいても、1990年代にメンタリング運動が興隆し、5,200のプログラムが活動していることが知られている。人口比では世界的水準を誇るカナダでは1992年以来、Stay-in-School Initiativeが創始され、メンタリングによる高校中退防止に成果を上げている。一方、ヨーロッパ大陸においても米国のメンタリング運動の影響が広がり、ブレア政権下の英国では、BBBS運動は根付かなかったものの、メンタリングは社会的包含に向け、青少年の非行防止や学力向上、就業支援政策の中核に位置づけられている。スウェーデンやドイツ等でもメンタリング運動は広がり、1999年にはENYMO (European Network of Youth Mentoring Organization) が結成されている。また、新しい国家体制となった南アフリカでは、2000年にBBBS南アフリカ共和国が設立され、高等教育機関への入学機会が奪われていた黒人のための各種個別支援に向けたメンタリング・プログラムが開始されている<sup>6)</sup>。

こうした各国のメンタリング運動を見ると、それぞれの国や社会の文化や状況によってその進化の程度が異なっている。全世界的な経済活動の国際化や情報化の影響を受けながらも異なる経済状況や社会制度、政治状況にあって、それぞれの社会の規範や教育、福祉状況によって、その動向は違ってきている。社会における貧富の差や差別、社会的逸脱の問題について、その原因ならびに社会負担をいかに見るか、その原因除去のために社会政策ならびに個人としていかに対応しているのか等の違いによってメンタリング運動の様態は異なってきた。

オーストラリアのメンタリング運動は、こうした世界の状況の中にあって、米国をはじめ他国の運動を慎重に精査し、自国の草の根運動を基礎に国家的運動に拡大展開している事例となっている。2002年以降、コミュニティ心理学を中心とするメンタリングの効果研究において、メンタリングのネガティブな効果への警鐘<sup>7)</sup> がなされる中、オーストラリアはそうしたメンタリングの危険性と予想外に少ない実証成果を踏まえながら、メンタリングの現実的な政策を探求している事例として、極めて重要な意義をもつものとなっている。以下では、オーストラリアでのメンタリング運動興隆の背景とその動向を、関連各機関の報告書の分析を通じて明らかにしていきたい。

## 3. メンタリング運動興隆の背景：青少年問題

1970年代にすでに後のメンタリング運動の萌芽となる Learning Assistance Program (LAP) は活動を開始していたが、オーストラリアのメンタリング運動が本格的に興隆するのは 1990 年代であった。この時期には、国際化の進展による不確実性とその国内地域経済状況への影響、女性と男性の仕事と家族役割の変化、旧来の地域コミュニティによって提供されていた安定性の崩壊を背景に、青少年問題が顕在化していた。1990 年代当時、深刻化する青少年問題への対応として興隆してきた各地のメンタリング・プログラムの論拠は、他の西欧諸国と同様、オーストラリアの青少年が、子どもから大人として独り立ちする際に遭遇している種々の困難の克服に向けた支援の必要性、とりわけ、近年大幅に低下してきている青少年が周囲の大人から与えられる日常的なインフォーマルな支援を補完する必要性にあった。

オーストラリアにおいてメンタリング運動が興隆する背景には、高い自殺率に象徴される青少年問題が存在する。1978 年から 1996 年には青年男子の自殺率が倍増する一方、15 歳から 16 歳の青年女子の自殺未遂による入院は男子の 3 倍となり、オーストラリアの青少年の自殺率は世界第 5 位と見積もられている<sup>8)</sup>。こうした青少年の高い自殺率の背景には、以下のような青少年が成育する家族環境の変化、学校への適応問題や雇用状況の変化、不法薬物使用の広がり等による健康悪化の問題が介在していることが知られている。

オーストラリアの青少年は従来にない家庭環境で青年期を迎えている。1980 年代には 13% であった一人親家庭は 2000 年には 21% となり、約 100 万人の子どもや青少年が一人親家庭で育っている。1997 年には 20 歳から 24 歳の子どもを持つ青年 (15 万人) のうち、45,000 人が一人親であり、その殆どが女性であった。また 1989 年から 1998 年の間に 23 万の失業家庭が増大し、その 3 分の 2 は一人親家庭であった。およそ 5 人に一人の子ども (80 万人) が失業家庭で育ち、1996 年の 12 歳から 24 歳のホームレスの青少年は 37,000 人と見積もられ、これらの青少年の多くは在学中からホームレスとなっている。青少年はこうした家庭状況の変化 (家庭での抗争や家族構成の変化や崩壊) に対応しながら、必要な各種の支援を受けることなく、独立した大人になるための方途を探ることを余儀なくされている<sup>9)</sup>。

学校生活や雇用状況についても深刻な問題状況が顕在化している。当該年齢人口の約 70% が中等教育に在学しているが、1998 年には 14 歳の 3% が長期欠席ないしは在学せず、その率は 1988 年から倍増している。長期的には子どもの社会的背景の教育機会への影響は減少してきているが、早期学校修了者は、低学力者、男性、原住民系、低所得家庭出身者、地方出身者が圧倒的多数を占めている。雇用については、20 歳から 24 歳のフルタイム雇用率が 1989 年の 66% から 1999 年の 52% に低下し、パートタイム雇用率は 11% から 21% に増加している。1990 年代後半には雇用市場の大幅な拡大が見られたオーストラリアではあったが、これらの拡大の殆どは 25 歳以上で生じ、青少年の多くは、低水準スキルで低賃金、カジュアルなパートタイム雇用で小規模企業で働くことを余儀なくされている<sup>10)</sup>。

青少年の健康状態については、多数の青少年が喫煙や飲酒をし、これらと関連する自動車事故や薬物関連の死、自殺、暴力事件が青少年の死因のほぼ 4 分の 3 を占めている。1997 年には 12 歳から 16 歳の青少年の 20% 以上に精神健康上の問題があるとされ、18 歳から 24 歳の青年の 27% に精神障害が認められている。18 歳から 24 歳の男性の 22% がアルコ

ールやドラッグに依存ないしはそれらを有害水準に至るほど多用し、同様の女性の割合は11%となっている。健康状態についてとりわけ深刻な問題状況にあるのが、アボリジニー等原住民系の青少年であり、原住民系の青少年の死亡率は男性で2.8倍、女性で2倍となっている。また1996年の十代の母親による出産の割合は、オーストラリア全体では5%であるが、原住民系では22%となっている<sup>11)</sup>。

社会経済的変化が及ぼす家族構造や機能への影響から生じた家族環境や、学校、雇用、健康状態の悪化により、オーストラリアの青少年は大人からの必要な支援を得るのが困難な状況に陥り、とりわけ男性の役割モデルがない家庭の増加は深刻であった。青少年が早期に大人になるよう促す社会的文化的圧力や期待は、進学者の増大による在学期間の長期化とは相反するものとなっていた。「青少年は、その年齢、経験不足、発達段階により、常にある程度は『危機的状況』にある。しかしながら今日、彼らへのソーシャルサポートと指導には、特別なギャップが存在している。ますます孤立、抑鬱、拒否、孤愁、自らの存在価値を見出せない思いを様々な程度に感じている青少年の割合が増加している」<sup>12)</sup>。

こうした状況にあって、Werner等による1980年代に展開された人生の危機とレジリエンスに関する研究成果は、子どもの成長発展過程における大人との関係性が提供する「保護」の重要性を強調した。子どもや青少年の生活における支援的大人との関係性の決定的重要性は日常生活においてよく知られ、両親以外の大人との親密な支援の関係性による、時に人生を転換させるような絶大な影響力に関する文献も古今東西、多数存在している。メンタリング・プログラムは自然なインフォーマルなメンタリングの一部局面を複製すべく、青少年にこうした見知らぬ大人との支援的关系性を提供しようとするものであり、より具体的には、青少年に学びを援助し、教育や訓練、雇用に関する十分な情報と理解に基づいた決定ができるよう支援しようとするものである<sup>13)</sup>。

#### 4. メンタリング運動の興隆と発展：1990年代

メンタリングの関係性は、青少年が教師やカウンセラー、警察官、ソーシャルワーカーなどの多くの専門家と経験する関係性に含まれる場合もあるが、メンターが一般的に無償のボランティアであること、関係性に感情的社会的要素がある点において異なる。また役割モデルが青少年の捉え方や目標となっているのに対し、メンタリングはそうした目標に到達するために青少年を援助するメンターの具体的行動に焦点づけられている。①青少年の必要性への焦点化、②本質的に関係性としてのメンタリング、③メンタリングとより広範な地域コミュニティとの間の緊密な連関、が青少年向けのフォーマルなメンタリング・プログラムの理論的根拠となっている<sup>14)</sup>。

1990年代にオーストラリア各地で叢生したメンタリング・プログラムは、すでに1970年代にその萌芽的プログラムが活動を開始していた。1976年に保護者が開始した学校でのボランティア活動であるLearning Assistance Program (LAP)ならびに1980年代に設立されたBBBSオーストラリアである。

LAPは、生徒の学習支援に向けた、生徒・ボランティア・教員スタッフの連携によるプログラムである。毎週1セッション、生徒の特異な必要に応じた活動計画をコーディネーターと生徒で工夫をこらしながら一対一の支援を行っているLAPは、オーストラリアが独自に考案したメンタリング・プログラムの代表であり、1995年にはLAP Association

となって、約 1,000 校で 1 万人のボランティアを擁する運動となっている。LAP の成功は以下の五つの単純な原理に基礎づけられている。すなわち LAP は、①常に一対一の、②関係性に関わる、③自身と自尊心を築く、④学習に創造的アプローチを行う、⑤学校における保護者と地域コミュニティの参加を促進する、プログラムである<sup>15)</sup>。

一方、BBBS (Big Brothers Big Sisters) については、百年の伝統を持つ米国の影響下、1980 年当初メルボルンで試行プログラムとして実施された後、1982 年に BBBS オーストラリアが設立された。BBBS オーストラリアは両親以外の大人からの援助が必要な 7 歳から 17 歳の青少年に質の高いメンタリングを提供している。カソリック家族福祉局の主催によりメルボルンの東部都市地域で実施され、アメリカをモデルにオーストラリアの必要に応じて組織された。一時期 The Christian Brothers に主催されたが、1988 年から 1997 年までは管理委員会として独立組織となり、さらに青少年裁判処遇に特化した Jesuit Social Services と合併し、その非行防止部門の一部となっている。2001 年、Big Brothers-Big Sisters Australia Ltd. が既存の BBBS のプログラムの認定促進のために設立され、不利益を被っている青少年と、不適切者が排除され訓練を受けたボランティアのメンターが組み合わせられ、両者は定期的に地域コミュニティで会い、各種の活動を共に行っている。BBBS オーストラリアのメンターは通常 12 ヶ月以上、週 4～6 時間の貢献を行っている<sup>16)</sup>。

LAP ならびに BBBS による萌芽的メンタリング運動に基礎づけられ、1990 年代には前述の深刻化する青少年問題への対応として、各種のメンタリング・プログラムが本格的に始動した。1994 年には The School Volunteer Program (SVP) が開始され、高齢者メンターによる異世代メンタリングが学校でのボランティア活動の一環として展開されるようになった。1998 年には、The Smith Family が Learning for Life プログラムにおいて、読解困難な生徒のための識字メンタリング・プログラムの試みを実施し、これが後の student2student プログラムの原型となっている。さらに 1999 年には非行や退学等真つ当な人生から外れる危機にある中高校生向け就業支援のためのメンタリング・プログラムが開始されている<sup>17)</sup>。

こうした青少年向けの各種のメンタリング・プログラムの叢生動向を受け、1999 年には Dusseldorp Skills Forum が米国のメンタリング・プログラムの研修視察旅行を企画した。それは、それまで通常の状態にある青少年の支援を行うプログラムが殆どであったオーストラリアのメンタリング運動が、米国等でなされている「危機的状況」にある青少年を支援するメンタリング・プログラムの成果と課題を学ぶためであった。オーストラリアの視点から、対象メンティ、メンター募集、財源、メンターのスクリーニングと研修、プログラム評価、資料作成のあり方に焦点を絞った訪問調査が、米国各地の BBBS 等八つのメンタリング・プログラムを対象になされ、その報告書が出されている<sup>18)</sup>。

1999 年には、教育訓練青少年問題省の委託による International Year of Older Persons Mentoring Research Project が出版され、メンタリング研究の成果に関する詳細なレビュー、ならびに米国、英国、カナダ、イスラエルでのメンタリング・プログラムの分析がなされた。同報告の Older Person は高齢者という意味ではなく、メンティよりも年長という、より広範で比較的な意味合いで用いられている。同報告書はオーストラリア国内に少なくとも 200 のメンタリング・プログラムが存在し、これらのうち学校に基盤を置くプロ

グラムは 45 あることを確認している。同報告書の関心は、学校を基盤とするメンタリング・プログラムにあり、その現状を国際比較的観点から分析すると共に、オーストラリア国内の学校関連のメンタリング・プログラムをその特徴によって以下の九つに類型化し、それぞれの代表的プログラム事例の現状と成果を総括している<sup>19)</sup>。

①学校制度内のプログラム：LAP（個々の子どもの必要に応じて、保護者や地域コミュニティの高齢者が 12 学年までの生徒の一対一のメンターに）等。

②外部組織と学校との連携によるプログラム：School Volunteer Program（退職者や高齢者が主に小学校上級学年および中等学校下級学年の危機的状況にある生徒の一対一のメンターに）等。

③学校群への学校制度コンサルタントによるプログラム：Vocational Education Projects（退学や不登校の危機にある中等教育の生徒に、具体的職業に焦点化された特定の専門知識や経験をもつ地域コミュニティのメンバーがメンターに）等。

④個々の学校と個人のコンサルタントと TAFE のパートナーシップ：A School-to-Work Program（職業一般に関し 9-10 歳の希望者に TAFE に在学する中年の地域コミュニティのメンバーがメンターに。一対一や二対一、集団メンタリングも）等。

⑤個々の学校と個々のビジネス・メンター：Enterprise Education: A School Business Club（ビジネスや起業についてビジネス・クラブに属する第 9 学年から第 12 学年までの中等学校の生徒に、保護者やビジネス関係者がメンターに）等。

⑥外部のメンタリング組織と個々の学校の連携：Sports Challenge Program（スポーツと自尊心の喚起に焦点を絞り 4 歳から 10 歳の危機的状況にある子どもに、スポーツ界の高名な男女がメンターに。少人数グループによるメンタリング）等。

⑦大学と学校の連携：STARnet（多様な学校と大学の IT リンクにより科学的関心の喚起と学力向上をめざし、大学生が中等教育学校の理系学生のメンターに）等。

⑧学校内の個々の学級と個々のメンターの連携：Mentoring of Gifted Students（特殊な学問的プロジェクトに焦点化し、特別な専門知識のある保護者が 5-6 歳の特別な才能のある子どものメンターに）等。

⑨学校と企業との連携：One School and a Bank（銀行の従業員が 9-10 歳の成績不振者のメンターに）等<sup>20)</sup>。

これらに基づき同報告は教育当局と政府に対して次のような勧告を行っている。①学校でのメンタリング・プログラムの発展を奨励支援すること、②学校での新しいプログラムの発展を支援するため、オーストラリアでのメンタリング・プログラムの導入に際し、現存の専門的知識を活用すること、③高齢者や他の地域コミュニティのメンバーが学校におけるメンタリング・プログラムに参加するよう奨励支援すること、④学校における危機管理とボランティアの管理のための全般的なガイドラインの発展を促すこと、⑤学校と地域コミュニティならびに企業組織との協働を促進すること、⑥学校におけるメンタリング・プログラムの発展とそれらの継続的導入と評価のための現実的に必要な財源を提供すること、⑦学校におけるメンタリングに関する更なる研究の支援、⑧メンタリングを促進し、情報を広め、支援を提供するためのメンタリングのネットワークの確立を促進すること。さらに学校に対しても次のような勧告を行っている。①メンタリングとメンタリング・プログラムに関する出来る限り多くの情報を求めること、②個々の具体的な生徒の必要に対

応するために小規模のメンタリング・プログラムから開始すること、③企業や地域コミュニティの組織と協働してメンタリング・プログラムの発展を探究すること、④成果を上げているプログラムに貢献している諸特徴を考慮しながら注意深くメンタリング・プログラムを計画すること、⑤メンタリング・プログラムが確実に学校のカリキュラムやエートスと明確に関連する積極的なイメージとそれ自身のアイデンティティを持つよう保障すること、⑥学校でメンタリング・プログラムを導入したいという教師を奨励支援すること、⑦プログラムの論拠と個々の生徒の必要にかなうメンターを探すこと<sup>21)</sup>。

1990年代のメンタリング運動の興隆とメンタリングに調査研究は、2000年のNational Mentoring Association of Australia（通称 Mentoring Australia）の結成によって更なる進化を遂げた。Mentoring Australiaは多様な形態のメンタリングにおける最良の実践を促進するための良質の指導性と専門的支援ならびに国家的焦点を提供することを使命として結成され、オーストラリアにおける各種の青少年向けメンタリング運動の中核組織となっている<sup>22)</sup>。Mentoring Australiaはメンタリングを「より経験のある人物が経験のない人物の目標の明確化ならびにその成就に向けた援助を含む、相互に有益な関係性」と定義し、有効なメンタリングを次のように描写している。①メンティの必要に焦点づけられた関係性、②心を砕いて世話をする支援関係性の育成、③すべてのメンティが自身の持つ最高最良の潜在力の発展奨励、④活動的な地域コミュニティのパートナーシップを発展させるための戦略<sup>23)</sup>。

Mentoring Australiaは、信頼される良きメンタリング・プログラムは次の各要素を必要条件としているとしている。①よく定義された使命声明と確立された運営原理、②メンターとメンティとの定期的持続的な接触、③承認された組織の主催下での体制確立、④適切なスキルを持つ有給ないしはボランティアのスタッフ、⑤全てのスタッフとボランティアの位置づけに関する文書化された役割声明、⑥均等雇用機会要件の遵守、⑦そのプログラムに適切な、エスニシティ、文化、社会経済的背景、ジェンダーとセクシュアリティに関する包括性、⑧十分な継続安定的な財務流入資源、⑨文書化された管理ならびにプログラムの手続き、⑩プログラムへの参加資格を明確に示した文書化された規準、⑪プログラム評価と継続的査定、⑫利害関係者からの入力のあるプログラム計画、⑬危機管理と守秘方策、⑭一般的に受容された会計実践の使用、⑮全ての当事者の必要に基づいて員配置の論拠<sup>24)</sup>、である。

一方、1999年には青少年の独り立ちに向けた就業支援を目指す Youth Pathways Action Plan Taskforce が首相によって設立され、メンタリング運動は民間ならびに政府の双方から推進されるようになり、新たな進化の段階を迎えている。

## 5. メンタリング運動への国家的支援：2001年以降

Mentoring Australiaの結成とその活動に象徴される民間でのメンタリング運動の発展、ならびに2001年に発表された首相による青少年生き方行動計画特別委員会（Prime Minister's Youth Pathways Action Plan Taskforce）の報告書によって、メンタリング運動は青少年の就業支援に向けた大規模な国家戦略の中核へ変貌を遂げていった。同特別委員会は、青少年の一人立ちにとっての教育と雇用の重要性を強調し、就業支援のための各機関の連携強化の必要性を提唱すると共に、すべての青少年に信頼し、支援・指導・世話

を求めることができる少なくとも一人の安定した大人が必要であり、青少年向けの移行支援サービス向上の必要性、ならびにメンタリングが一連の困難に遭遇している青少年の生活に重大な違いをもたらさうと述べ、構造化されたメンタリング・プログラムの推進を提言した<sup>25)</sup>。

2002年には、上記の報告書を受け、家族コミュニティサービス省がMentor Marketplaceプログラム開始した。その目的は次のように記されている。「新しいメンタリング活動の確立と成果をあげている現存するプロジェクトの成長発展を援助することによってメンタリングの効果を確定拡張する。メンタリングの機会を、里子、若年保護者、障害を持つ青少年、原住民の青少年、不利益を被っている集団や地域出身の青少年を含むすべての青少年にとってメンタリングへのアクセスを確保するであろう。同プログラムは、多数の自己継続的メンタリング活動における企業や地域コミュニティ部門の広範で熱心な関与という結果を生み出す、企業や学校、地域コミュニティにおけるメンタリング文化の発展を目指している」<sup>26)</sup>。同プログラムは、3年間に27のメンタリング・プロジェクトに400万ドルの補助金を交付し、メンタリング運動の全国的展開に強力な指導力を発揮している。

一方、司法省は全国犯罪防止プログラムの一環として、2001年に原住民系青少年の非行防止のためのメンタリング・プログラムPanyappi<sup>27)</sup>を設立<sup>28)</sup>すると共に、翌2002年には犯罪防止のための早期介入政策としてのメンタリング・プログラムに関する調査研究に着手した。国内外の関連文献ならびにオーストラリア国内の21のプログラムを分析対象とした2003年に出された報告書は、参加者募集、スクリーニング、マッチング、双方への事前指導、モニタリング、プログラム評価に優れた成果を生み出す要件を総括し、より良い実践に向けた情報交換のための関係者による全国ワークショップ会議の開催、優れた実践に関するマニュアル作成、現行のメンタリング・プログラムの評価ならびにプログラムへの財源確保を勧告している<sup>29)</sup>。

2004年には、Mentoring Australiaが青少年向けメンタリング・プログラムの発展とそれが繁栄する環境確立のため、国家戦略としてのメンタリング・プログラムの整備と支援を勧告した。その原則として以下の9点が掲げられている。①フォーマルおよびインフォーマルなメンタリングの必要性、②地域の必要を反映した地域コミュニティの機能としてのメンタリング、③現存する政策枠組の高度化、④広範に基礎付けられた戦略、⑤経済的・社会的参加育成、⑥早期介入、⑦青少年を支援する多様な方法、⑧プログラムの持続性、⑨青少年の参加、である<sup>30)</sup>。また国家的なメンタリング戦略を支える構造として、①国家最高組織、②地域連合、③連邦政府による戦略<sup>31)</sup>を掲げ、国家戦略が含む要素として、①メンタリングの明確な定義、②青少年のメンタリングを促進する連邦政府の指導性、③青少年のための地域コミュニティを基盤とする地方のメンタリング・プログラムを維持発展させるための国家的支援と財源、④良質のプログラム、⑤青少年のメンタリングを支援する企業、雇用者、慈善財団にとっての高度化された役割の推奨促進、⑥革新とより良い実践の促進、⑦青少年のメンタリングのための連邦政府支出資金の増額と長期化、が上げられている<sup>32)</sup>。

2005年には前述のMentor Marketplaceプログラムへの第三者機関による評価に関する最終報告書が出され、メンタリング・プログラムの効果については、多くは短期評価が不可能であるものの、全般的に各利害関係者に良好な成果をあげていることが確認されて

いる。青少年にメンターという形での積極的役割モデルが提供する貴重な影響が評価され、今後の良き実践原理として、次の6点が掲げられている。①青少年向けメンタリング・プロジェクトは単独ではなく関連分野の主催組織によって提供される一連のサービスに統合されるべきである。②青少年向けメンタリング・プロジェクトは、メンターの完璧なスクリーニング、メンターとメンティのマッチング、メンターの訓練、メンタリング関係の終了に関して、強力な、明確に定義され文書化された構造と政策を適切に保持すべきである。③メンタリングの関係性の本質、持続、役割は、すべての関係者（プロジェクトのスタッフ、メンター、メンティ、場合によっては親）に、メンタリングの開始時ならびにその後も必要に応じて継続的に、明瞭にされるべきである。④メンタリング主導者は、指導原理としてメンタリングを受けている青少年に権限委譲することを目指すべきである。青少年の権限委譲の目的がプロジェクトのすべての面において伝えられるべきである。⑤メンタリング・プロジェクトは関連分野で活動している組織との強力な機関間ネットワークを確立すべきである。⑥メンタリング・プロジェクトは対象となった集団の必要に合致するようになされねばならない。合わせるべきは選抜、メンターの訓練とモニタリング、プロジェクトの狙い、メンタリング活動の本質といったプロジェクト・デザインの全ての要素を考慮すべきである<sup>33)</sup>。

## 6. おわりに

以上、オーストラリアにおける青少年向けメンタリング運動の発展の軌跡を分析してきた。オーストラリアのメンタリング運動の特徴としては、学校でのプログラムを中心に、米国や英国・カナダ・イスラエル等の外国の事例とその効果を精査しながら、自国の問題状況に応じたメンタリング運動を展開していることがあげられる。

1970年代にすでに学校での保護者によるボランティア活動の一環としてメンタリング運動の萌芽を形成していたオーストラリアでは、1990年代のメンタリング運動の本格的興隆に際してもその中心は学校にあった。地域コミュニティの中核として学校の機能を最大限活用しながら、種々のメンタリングを展開している。同じ移民の国である米国でのメンタリング運動が学校と連携するのは地域コミュニティの各集団によるメンタリング運動が成熟してからであることを考えると、学校がメンタリング運動の重要拠点となっている点が、オーストラリアのメンタリング運動の特徴をなしているといえる。このことは、今後の日本でのメンタリング運動の展開を模索する際の重要な手掛かりになるように思われる。

さらに重要であると思われるのは、オーストラリアのメンタリング運動が米国を中心に英国・カナダ・イスラエル等の外国の事例とその効果を精査しながら、自国の問題状況に応じたメンタリング運動を展開していることがある。メンタリング運動の成果に関する研究を詳細にレビューし、米国を中心に諸外国の事例から学びつつも常に自国にそのまま適用できないことに留意している。危機的状態にある青少年への対応や特定社会集団向けのメンタリング・プログラム、ならびにプログラムの実践方策は米国から学んでいるが、青少年の就業支援政策の全般的枠組は英国のそれに酷似した体制をとうろうとしている。一方、メンタリングそのものの捉え方については、それからもたらされる短期的な実証成果よりも関係性そのものがもたらす長期的影響に着目している点で、英国の学校でのメンタリング・プログラムとは異質なものとなっている。

これらの特徴は既存の学校でのボランティア運動の「土壌」に、米国で生み出されたメンタリング運動の見事な「異花受精」として捉えられ、その中心的エージェントとなったのが学校であった。オーストラリアの事例は日本でのメンタリング運動の推進における「土壌」分析の必要性と「異花受精」に際しての中心的エージェントの確立方策の重要性を示唆している。

- 1) Freeman, M., *The Kindness of Strangers*, Cambridge University Press, 1993.
- 2) 筆者稿「米英のメンタリング運動と生涯発達支援の革新」『日本生涯教育学会年報』第25号 2004年。
- 3) 『オーストラリアの青少年対策—青少年の生活と直面する諸問題』(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 187 (October 29, 1999)等。
- 4) 例えば Ashby, E., *The Future of the Nineteenth Century Ideal of a University*, *Minerva*, 6・1, 1967.
- 5) 筆者稿「米国におけるメンタリング運動の展開」『言語文化』(愛知淑徳大学) 第11号 2003年。
- 6) 筆者稿「各国のメンタリング・プログラムの成果と課題」『日本比較教育学会第40回大会発表要旨集録』2004年 226-227頁。
- 7) Rhodes, J. & Bogat, A. eds. Special Issue: Youth Mentoring, *American Journal of Community Psychology*, 2002.他。
- 8) *Report from the Prime Minister's Youth Pathways Action Plan Taskforce 2001*, p.7
- 9) Ibid., p. 4.
- 10) Ibid., pp. 5-6.
- 11) Ibid., pp. 6-7.
- 12) Hartley, R., *Young People and Mentoring: Towards a National Strategy*, The Smith Family, 2004, p. 11.
- 13) Ibid., pp. 10-11.
- 14) Ibid.
- 15) <http://www.lap.asn.au/> (2006年4月8日参照)
- 16) <http://www.bigbrothersbigsisters.org.au/bbbsau/> (2006年4月8日参照)
- 17) MacCallum, J. & Beltman, S., *International Year of Older Persons Mentoring Research Project*, Centre for Curriculum and Professional Development, Murdoch University, 1999.
- 18) Tobin, L., *What Makes A Great Mentoring Program? Highlights of USA Study Tour November 1999*, Dusseldorp Skills Forum, April 2000.
- 19) MacCallum & Beltman, op. cit.
- 20) Ibid., pp. 3-4, 32.
- 21) Ibid., pp. xi-xiii.
- 22) Constitution of the National Mentoring Association of Australia (Inc) (Mentoring Australia).
- 23) Hartley, op.cit., p.10.
- 24) Ibid., pp. 16-17.
- 25) Freeland, J., et al., Appendix 1a: Options for Transition Service for Young People, in *Research Reports for the Prime Minister's Youth Pathways Action Plan Taskforce 2001, Appendix 2*, pp.10-13.
- 26) Wilczynski, A., et al., *Evaluation of the Mentor Marketplace Program*, report prepared by Urbis Keys Young for the Australian Government Department of Family and Community Services, Canberra, 2004, pp. 2-3.
- 27) 原住民の Kaurna 語で弟妹を意味する。
- 28) Stacey, K., *Panyappi Indigenous Youth Mentoring Program External Evaluation Report*, 2004.
- 29) *Early Intervention: Youth Mentoring Programs—An overview of mentoring programs for young people at risk of offending*, Australian Government Attorney-General's Department, 2003.
- 30) Hartley, op.cit., pp.3-4.
- 31) Ibid., p.5.
- 32) Ibid., pp. 6-7.
- 33) Wilczynski, A., et al., op. cit., pp. iv-v.